

## 「第5節 海と陸との連続性・護岸」

### 【基本計画 第2章第5節】

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

### 【第1次事業計画の目標】

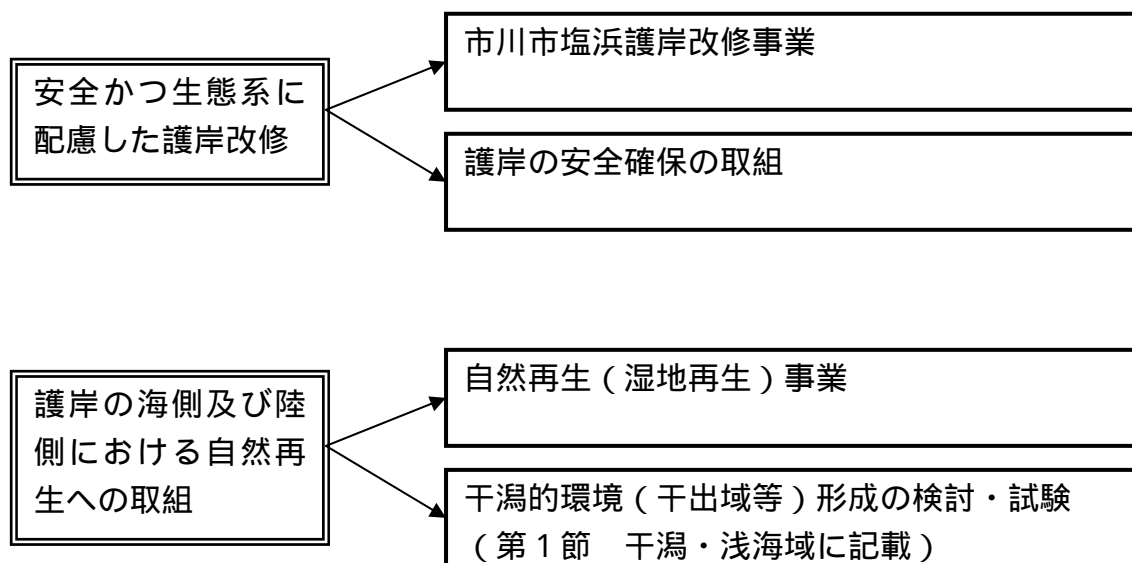
海と陸との連続性の回復を図るためには、自然なつながりを取り戻した護岸の整備等が重要です。

このため、塩浜2丁目において安全性の確保と自然な連続性や生態系に配慮した護岸の改修を、モニタリングと順応的管理により、より良い工夫を施しながら進めていきます。

その他、安全性が確保されていない塩浜1丁目護岸については、必要な協議・調整を早急に進めます。

また、海と陸との連続性の回復や人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、護岸の海側及び陸側における自然再生の実現に取り組みます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 市川市塩浜護岸改修事業</p> <p>(緊急・早期着手事業)</p>	<p>全体事業量(長期目標) : L = 1700m (塩浜2丁目、3丁目地先)</p> <p>5か年整備目標 : L = 約 900m (塩浜2丁目地先)</p> <p>&lt;護岸の整備&gt; 海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先の護岸については安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、生態系にも配慮した、高潮防護の護岸改修を進めます。 当面、老朽化が著しい2丁目地先のうち、約900m間を先行させ、平成22年度ころの完成を目指します。 なお、残る区間については、5か年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。</p> <p>&lt;モニタリング調査&gt; 護岸改修と並行し、生物等のモニタリング調査を実施し、護岸改修に伴う自然環境への影響を評価します。</p> <p>&lt;順応的管理&gt; モニタリング調査結果・他の事例等、様々な情報を基に、護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施していくこととした「順応的管理」により実施します。</p>
<p>2 護岸の安全確保の取組</p>	<p>5か年の目標 : 護岸の安全確保に向けた具体的な取組の実施</p> <p>塩浜2丁目と3丁目の区域以外においても、県民の生命・財産を守るために護岸の安全性を確保することが重要です。 このため、三番瀬において県が管理する護岸を適切に維持管理します。</p>

(緊急・早期着手事業)	<p>また、早急な改善が必要な塩浜 1 丁目護岸については、安全かつ生態系に配慮した改修がなされるように、市川漁港の改修等の動向を踏まえながら、管理者である市川市と必要な協議・調整を進めます。</p>
<p>3 自然再生(湿地再生)事業</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5 か年の目標：自然再生(湿地再生)の実現に向けた取組</p> <p>現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。</p> <p>海と陸との自然な連続性の回復や人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図るため、自然再生の事例収集、課題整理、目指す環境等の検討を地元市や関係機関と協議しながら進めます。</p> <p>検討結果を踏まえて、市川市塩浜護岸部において規模・構造・再生可能な湿地の環境や管理方法等を検討し、関係機関や関連する事業と調整を図りながら、自然再生の実現に取り組みます。</p>

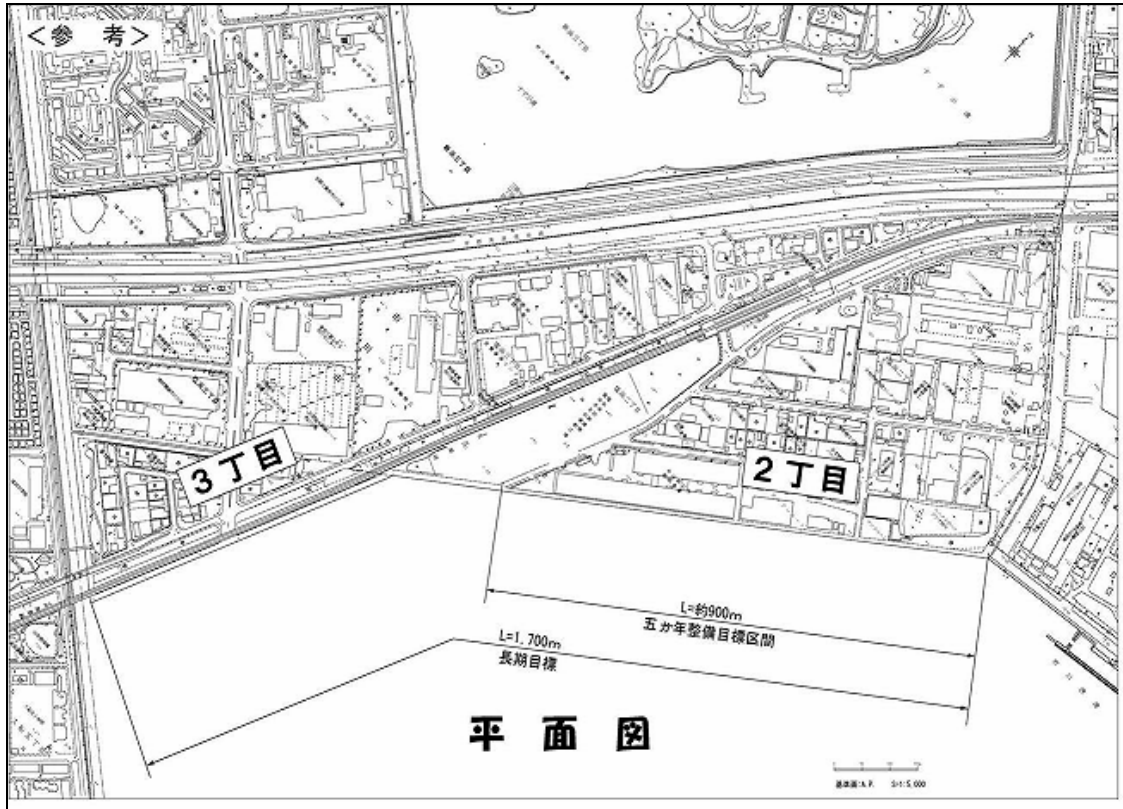


図 2 - 5 - 1 市川市塩浜護岸位置図